

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額	その他の条件
1	平成24年1月12日	<p>日時：平成23年11月15日（火）午後10時頃</p> <p>場所：小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所本庁舎駐車場内</p> <p>事件概要： 管財課の職員が市内施設の夜間巡回のため、本庁舎駐車場に駐車してあった庁用車を後退させたところ、駐車中の相手方車両に接触して損傷させた。</p>	<p>立川市</p> <p>A氏</p>	173,703円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
2	平成24年3月19日	<p>日時：平成23年8月3日（水）（相手方からの連絡日）</p> <p>場所：小金井市本町三丁目1番5号</p> <p>事件概要： 上水公園運動施設において飛び出した野球ボールが西側隣接家屋の屋根を破損し、雨漏りにより当該家屋に損害が生じた。</p>	<p>小金井市</p> <p>B氏他6人</p>	363,987円	同上
3	平成24年3月23日	<p>日時：(1) 平成24年3月9日（金）午前10時30分頃 (2) 平成24年3月9日（金）午前10時49分</p> <p>場所：(1) 小金井市前原町三丁目4番15号 小金井市役所第二庁舎内 (2) 小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所本庁舎内</p> <p>事件概要：(1) 第二庁舎2階地域福祉課事務室北側壁面を蹴り、破損させた。 (2) 本庁舎の正面玄関（ガラス製自動ドア）下部に設置してあったガラス製の窓1枚を蹴り、破損させた。</p>	<p>小金井市</p> <p>C氏</p>	116,025円	市は、相手方に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
4	平成24年9月24日	<p>日時：平成24年8月6日（月）午前9時50分頃</p> <p>場所：小金井市桜町二丁目2番 上水公園内</p> <p>事件概要： 大雨の影響により公園内の樹木の枝が落下し、駐車中の車が破損した。</p>	<p>府中市</p> <p>株式会社A</p>	144,748円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
5	平成24年12月7日	<p>日時：平成24年7月6日（金）から同月12日（木）まで</p> <p>場所：小金井市前原町三丁目4番15号 小金井市役所第二庁舎内</p> <p>事件概要： 平成24年度国民保険税納税通知書製本等委託契約に係る成果物について不具合が見つかったため、上記期間において成果物全件の検品作業、修正作業等が必要となった。</p>	<p>台東区</p> <p>B株式会社</p>	176,753円	市は、相手方に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。